

令和5年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会長 小長谷 敦子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和5年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.4月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
議長	10,426,700	10,344,150	+82,550
副議長	9,605,700	9,529,650	+76,050
議員	8,784,700	8,715,150	+69,550
市長	17,651,500	17,511,750	+139,750
副市長	15,775,900	15,659,550	+116,350
教育長	12,889,700	12,787,650	+102,050

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	4年	41,706,800	41,376,600	+330,200
副議長		38,422,800	38,118,600	+304,200
議員		35,138,800	34,860,600	+278,200
市長		87,376,000	86,817,000	+559,000
副市長		73,127,600	72,662,200	+465,400
教育長	3年	43,967,850	43,661,700	+306,150

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,426,700	10,344,150	+82,550
副議長	9,605,700	9,529,650	+76,050
議員	8,784,700	8,715,150	+69,550
市長	21,844,000	21,704,250	+139,750
副市長	18,281,900	18,165,550	+116,350
教育長	14,655,950	14,553,900	+102,050

※ 市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額の減額措置があるものとして算定した場合は以下の通りとなります。

A' 年間の総収入 (報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

区分	改定後	現行	差額
市長	16,361,500	16,221,750	+139,750
副市長	13,836,700	13,720,350	+116,350
教育長	12,230,300	12,128,250	+102,050

B' 任期内の総収入 (A' ×任期+退職手当)

区分	任期	改定後	現行	差額
市長	4年	82,216,000	81,657,000	+559,000
副市長		65,370,800	64,905,400	+465,400
教育長	3年	41,989,650	41,683,500	+306,150

C' 任期1年あたりの総収入 (B' ÷任期)

区分	改定後	現行	差額
市長	20,554,000	20,414,250	+139,750
副市長	16,342,700	16,226,350	+116,350
教育長	13,996,550	13,894,500	+102,050

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の市政運営の見通し等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入の増加や地方交付税の追加交付などにより、単年度収支については5年連続の黒字となったものの、令和4年度決算における経常収支比率は、前年度から1.6ポイント増加した93.6%となりました。扶助費などにおける経常的な歳出は増加しており、更なる健全な財政運営に取り組まれることを期待いたします。

議論の中では、経常収支比率の悪化が実際の施策展開に及ぼす影響などが見えにくく、市債縮減等による健全性保持と市債発行による積極的な施策展開との適正なバランスがわかりにくい、また、財政黒字が続いているが、イベントの廃止や活動場所の減少など、市民サービスが縮小されているように感じるなどの意見もあったものの、この間財政健全化に向けた全庁的な取組を行いその成果を出していることや、景気回復期における物価高騰対策に積極的な予算措置を図っている等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められており、現段階ではこれまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末・勤勉手当の支給割合を合計0.1月引き上げて、年間3.4月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましてもは年間3.4月に改定し、実施時期につきましてもは令和5年度からの実施が適当であると判断します。